

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月1日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(総務課長専決事項)</p> <p>第8条 総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 臨時的任用職員の任免に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p>	<p>(総務課長専決事項)</p> <p>第8条 総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p>
2	<p>(総務課長専決事項)</p> <p>第8条 総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 職員の扶養親族の認定に関すること。</u></p> <p><u>(6) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の設定又は改定に関すること。</u></p>	<p>(総務課長専決事項)</p> <p>第8条 総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

(7) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定
又は改定に関すること。

(8) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月
額の決定又は改定に関すること。

(9) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、同年 2 月 1 日から施行する。